

平成14年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「いす、腰掛け及び座いす」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成14年度に、家庭用品品質表示法の対象製品である「いす、腰掛け及び座いす」について、同法の雑貨工業品品質表示規程に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施に当たっては、いす8銘柄、腰掛け3銘柄、座いす4銘柄、計15銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

テストの結果は、15銘柄すべてが雑貨工業品品質表示規程に不適合でした。

主な不適合例を挙げると、寸法のテスト結果(実測値)と表示値との誤差が雑貨工業品品質表示規程に定められた許容範囲($\pm 10\text{mm}$)を超えているなど寸法に関するものが最も多く15銘柄中12銘柄が不適合でした。次に多かったものは、構造部材(外から見えない内部の構造部材も含む。)の表示において、表示が無い等10銘柄が不適合でした。

不適合事項についてまとめると次のとおりです。

不 適 合 事 項	該当銘柄数
寸法に関する表示が不適合であったもの。	12
構造部材(外から見えない内部の構造部材も含む。)に関する表示が不適合であったもの。	10
表面加工に関する表示が不適合であったもの。	5
張り材に関する表示が不適合であったもの。	4
クッション材に関する表示が不適合であったもの。	5
表示者名に関する表示が不適合であったもの。	1
「取扱い上の注意」等の表示方法が不適合であったもの。	4

(注) 該当銘柄数は、1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。